

特殊詐欺 抑止NEWS

令和5年3月31日(金)
埼玉県警察本部
生活安全総務課
048-832-0110内線3475

★タクシー乗務員による特殊詐欺の水際防止★

令和5年3月23日熊谷市内のタクシー乗務員の方が、**迎車**により高齢女性のお客車を乗車させ行き先を尋ねたところ、銀行を指示しました。**その後も複数回、場所を変えて現金を引き出している様子**を不審に感じ、雑談を通じて、それとなく使用用途を聞くと「**現金**」「**ATM**」「**孫**」のキーワードがあったことから詐欺の被害者ではないかと直感し交番への相談を促し詐欺の被害を防止しました。



一般社団法人埼玉県乗用自動車協会は「特殊詐欺撲滅宣言」に基づき受け子の検挙と被害防止活動に取り組んでいただいております！

ご協力いただきありがとうございます!!



受け子・出し子とは

親族の関係者や金融機関職員等を装って、被害者の自宅等で現金やキャッシュカードを騙し取ったり、騙し取ったキャッシュカードを使ってATMで現金を引き出したりする犯人のことです。

【服装】

- ・茶髪、ひげ、ピアスなどスーツ姿に不釣り合いな身なり。
- ・革靴のかかとを踏んだり、赤や白等のくるぶし丈のソックスを履いている。

【ATM利用時】

- ・携帯電話で通話したり、メモを見ながら操作する。
- ・複数のカードで、**繰り返し現金を引き出す。**



受け子・出し子のような人を見かけた際には110番通報をお願いします

